



今回の
知りたい!
Point

年収106万円の壁が撤廃！適用拡大でいつからどう変わる？短時間労働者の社会保険加入



現在、パートタイマーやアルバイトとして働いている人のうち、年収や働く時間、会社の規模などの条件を満たす場合、「短時間労働者」として、社会保険(厚生年金保険、健康保険)への加入義務が生じます。2025年の年金制度改正により、年収と会社の規模の要件が廃止されることになりました。今回は、短時間労働者の社会保険についてご説明しましょう。

賃金額に関する条件の撤廃

現行では、次の①～④のすべてを満たす場合、短時間労働者となり、社会保険への加入が義務付けられています。①給与が月額88,000円(年収106万円相当)以上、②従業員数51人以上の企業、③週の勤務時間が20時間以上、④学生でないことです。このうち、①と②が廃止されます。

①については、公布日(2025年6月20日)から3年以内に廃止されることが決まっています。廃止時期は、2026年10月の予定です(2026年4月22日時点)。

次に、②については、2027年10月から段階的に従業員数が見直され、2035年10月には従業員の人数に関係なく、上記③と④に該当すれば、社会保険に加入することになります。短時間労働者の賃金については、年収106万円が社会保険に加入するかどうかの判定基準です。いわゆる年収の壁の根拠となっています。ここでいう賃金は、週給、日給、時間給を月額に換算したものに、各諸手当等を含めた所定内賃金の額が、88,000円以上です。なお、賃金には、通勤手当、残業手当、賞与などは除外して計算します。

企業規模に関する条件の撤廃

企業規模要件については、2027年10月1日から2035年10月1日までの間に段階的に撤廃されることが決まりました(下図参照)。社会保険の適用要件を判断する「従業員数」は、その企業の「厚生年金保険の適用対象者数(被保険者数)」を用います。具体的には、フルタイムの従業員数と、週所定労働時間および月所定労働日数がフルタイムの4分の3以上の従業員数を合計した数で判定を行います(週労働時間がフルタイムの4分の3以上であれば、雇用形態を問わずカウントします)。

施行時期	企業規模(従業員数)
現在の対象	51人以上
2027年10月	36人以上
2029年10月	21人以上
2032年10月	11人以上
2035年10月	1人以上

社会保険に新規加入した場合、保険料負担が増えますがメリットもあります。例えば、

- (1)将来もらえる年金が増える
- (2)万一、加入者が病気やけがにより障害状態と認定された場合、障害基礎年金の他に障害厚生年金が支給される
- (3)加入者が亡くなった場合、遺族に遺族基礎年金の他に遺族厚生年金が支給される
- (4)加入者が、病気やけが、出産などで仕事を休んだ場合、傷病手当金や出産手当金として、賃金の3分の2相当の医療保険(健康保険)の給付を受けられる
- (5)会社が保険料の半額を負担するなどです。

Kさんのケースを見てみましょう。

現在57歳、夫は60歳です。私が社会保険に加入したら、年金額はどうなりますか？

現在、パートタイマーとして働いていますが、今後、社会保険に加入する可能性があります。加入するメリットはあるのでしょうか。

- Kさん(57歳女性、パートタイマー)。夫は60歳で会社員。Kさんは厚生年金保険に7年加入。夫は厚生年金保険に37年加入。



STEP 1 Kさんが社会保険に加入した場合

Kさんは、パートタイマーですが、パート先で社会保険に加入した場合の保険料と将来の年金の増額を知りたいとのこと。Kさんの月収を88,000円と仮定して計算してみましょう。社会保険に加入した場合、健康保険料、介護保険料、子ども・子育て支援金、厚生年金保険料を負担することになります。手取りは、月額(概算)は、74,360円(健康保険料(東京都の場合)・介護保険料・子ども・子育て支援金5,148円、厚生年金保険料8,052円、雇用保険料440円、所得税0円、住民税除く)となり、保険料を負担した分手取り額が少なくなります。一方、将来の年金額は、厚生年金保険に1年間加入した場合、老齢厚生年金は年額約5,800円増えます。Kさんが65歳から支給される老齢基礎年金847,300円(2026年度価額)、老齢厚生年金が約90,000円ですので、仮に60歳までの3年間厚生年金に加入すると、老齢厚生年金の額が年額約17,400円増額になります。なお、厚生労働省の社会保険適用拡大特設サイトの「手取りかんたんシミュレーター」でおおよその手取り額*を試算することもできます。

※2026年10月から「保険料調整制度」がスタートします。対象となる事業所で事業主が短時間労働者の社会保険料を一時的に負担することで手取り収入の減少を防ぎます。

*手取りかんたんシミュレーターは、介護保険料と住民税の計算はできません。

STEP 2 加給年金額はどうなる？

Kさんの夫は、65歳から老齢基礎年金と老齢厚生年金、加給年金額を受給することができます。Kさんは、自分の年金加入期間が長くなると、夫の年金に影響が出るのでは？と心配されています。加給年金額は、厚生年金保険の被保険者期間が20年以上ある人が、65歳到達時点で、その人に生計を維持されている年収850万円未満の配偶者がいるときに加算されます。ご主人が65歳になるまでの間、Kさんが厚生年金保険に加入しても年金加入期間は20年未満のため、Kさんが65歳になるまでの間、ご主人の老齢厚生年金に加給年金額は加算されません。



ポイントチェック

病気やけがの場合、受けられる給付に「傷病手当金」と「障害年金」があります。傷病手当金とは、被保険者が業務外の病気やけがによる療養のために仕事に就くことができず、給付を受けられない場合に休業4日目から通算して1年6ヵ月分を限度として給与の3分の2相当額を受け取ることができます。また、厚生年金保険に加入

している間に初診日のある病気やけがで障害基礎年金の1級または2級に該当する障害の状態になり、保険料納付要件を満たしているときは、障害基礎年金に上乗せして障害厚生年金が支給されます。なお、障害の状態が2級に該当しない軽い程度の障害のときは3級の障害厚生年金が支給されます。